

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、保護決定通知書（令和4年10月27日付第〇〇号。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

生活保護を受給中だが、もう2年以上、生活保護費を不当に少なく支給されている。保護費の額は、収入が20,000円あるものとして収入推定額が算出されているが、現在無職で実際の収入は0円である。それをもとに算出するなら一月20,000円の追加支給が発生するはずだが、一月4,400円しか追加支給されない。

処分庁は、収入の推定額から基礎控除額を差し引いた額が追加支給額であると主張し同額が妥当としているが、この計算方法はまったく虚偽であり、保護費を不当に減額するための不法行為であると言わざるをえない。

本件処分における保護費は、推定収入額を20,000円に設定したことにより、処分前の保護費からその20,000円分が差し引かれているはずであるから、保護受給者が実際に手にした収入額が推定額より少なかった場合、その差額を精算し、実際の収入額を超えて差し引かれていた分を改めて支給するものであり、受給者の収入額が0

円であれば、20,000円となるはずである。しかし、処分庁は、基礎控除額15,600円を差し引いた4,400円を収入認定額としており、基礎控除額を差し引く必要性が認められない。処分庁は実質的に収入推定額を捏造している。

基礎控除とは、本人が働いて得た収入の金額に対して適用される仮の金額であり、収入の推定額に対しどうこうするものではない。

処分庁は、当月について15,600円を追加支給するとともに、今後も正しい算定法を適用し、これ以上私の生活保護費を不当に減額する人権侵害的な対応をやめ、今後は正当な額を支給するよう強く求める。

また、請求人の保護費は、本来受け取れる額より15,600円も不当に削減されている。ここ数年来、家賃、光熱水費、日用品、食品以外にお金を使えない。食事は1日1回が普通で、それ以上食べると翌月までお金がもたない。これは、法のいう最低限度の生活状態を下回っていると思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月20日	諮問
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用

することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、同項の規定に基づいて「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）を定めている。

したがって、要保護者に就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該要保護者の収入として認定されることになり、当該要保護者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・2（収入額の認定の原則）は、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 就労に伴う収入

次官通知第 8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、

官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・ウは、農業以外の事業（自営）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額等に基づき認定することとし、同・(4)は、上記の収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として控除すべき額として、別表「基礎控除額表」（以下「基礎控除額表」という。）の額を認定することとしている。

基礎控除額表によれば、収入金額別区分19,000円～22,999円に対応する基礎控除額は、15,600円である。

(5) 次官通知の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

就労に伴う収入がある場合には、収入額から基礎控除額を控除して収入認定をすることとされており（1・(4)・イ）、このことは、収入額が推定収入額である場合であっても同様である。本件における推定収入額である20,000円についての基礎控除額は15,600円である（同）から、収入認定額は、推定収入額から基礎控除額を控除した4,400円となる。このため、処分庁が、前回処分において収入認定した4,400円について、請求人が提出した令和4年8月分の無収入申告書に基づき、同年9月分の請求人の収入認定額を実際の収入額である0円に変更し、4,400円を追加支給することとした本件処分は、適正に行われたものと認められる。

そして、令和4年9月分の請求人に対する扶助額は、同年8月分までと同額の、最低生活費77,240円に住宅扶助費53,700円を加えた130,940円であり、本件処分通知書に記載された扶助額に計算の間違いはない。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、無収入であった令和4年9月分の追加支給額は、推定収入額を20,000円に設定したことにより、受給者の収入額が0円であれば、20,000円となるはずであるから、処分庁が4,400円を追加支給額とした本件処分は、処分庁の不法行為である旨主張する。

しかし、上記2のとおり、収入認定は、収入額から基礎控除額を控除して行うこととされており、このことは、収入額が推定収入額である場合であっても同様である。そして、この基礎控除は、勤労に伴う必要経費として控除すべきものであるから、収入額が0円である場合には基礎控除が行われないことはいうまでもない。処分庁は、このような法令等の定めに従い、請求人の推定収入額20,000円から基礎控除額15,600円を控除した4,400円を、前回処分で同年9月分の収入として認定していたところ、請求人からの収入申告に基づき、同年9月分の収入額を0円と認定したことに伴い、この収入認定額4,400円を削除したのであるから、本件処分に伴う追加支給額は4,400円となる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己